

## 9 県たばこ税表

### 月別税額表

種 別	申告者数	課税標準数量			調定額
		旧 3 級品を除く	旧 3 級品		
	人	千本	千本	千本	千円
令和 3 年 3 月分	8	92,003	92,003	0	92,008
"    4 月分	9	90,382	90,382	0	90,387
"    5 月分	10	90,086	90,086	0	90,086
"    6 月分	8	94,381	94,381	0	94,381
"    7 月分	8	96,404	96,404	0	96,404
"    8 月分	9	92,789	92,789	0	92,789
"    9 月分	9	116,233	116,233	0	116,880
"   10 月分	8	73,073	73,073	0	81,326
"   11 月分	9	86,421	86,421	0	92,509
"   12 月分	8	95,464	95,464	0	102,146
令和 4 年 1 月分	8	83,587	83,587	0	89,452
"    2 月分	8	79,746	79,746	0	85,336
合 計	10	1,090,566	1,090,566	0	1,123,704

(注) 課税標準数量は千本単位のため、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

## 10 ゴルフ場利用税表

### ゴルフ場

種 別	等級	税 率	施 設 数	利用人員	調 定 額	備 考
		円		人	千円	
18 ホ ー ル	6	700				
"    "	7	600	3	81,527	32,294	
"    "	8	500	3	86,808	32,778	
"    "	9	400	8	183,113	53,563	
9 ホ ー ル	9	400	1	X	X	
"    "	10	300	1	X	X	
合 計			16	374,106	124,495	

- (注) 1 「等級」は令和3年夏期最高等級時で掲載した。  
 2 「施設数」は令和3年度末時点での数を掲載した。  
 3 「利用人員」は年間の延数である。なお、非課税による利用者及び中途廃業施設の利用者を含む。  
 4 統計表中の「X」は情報を保護する観点から計数を秘匿としている。